

竣工検査（給水）検査方法変更のお知らせ

日頃より、川西市の水道事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、給水装置工事申込の竣工検査について、検査方法変更をお知らせ致します。従来は現場での竣工検査を実施しておりましたが、戸建て物件（Φ20）※に限り、写真提出による竣工検査に変更致します。提出書類は下記のとおりです。Φ25以上の物件や集合住宅等の大型物件については、変更ありません。

また、検査予約の方法についても変更はありません。

※1栓竣工も含みます。

提出書類

- ・ 給水装置工事完了報告書兼工事検査申込書
- ・ 給水装置工事点検表
- ・ 竣工図面

従来通り

・ 現場写真

- ① 水道メーター設置位置の全景写真
- ② 水道メーターのメーター番号がわかる写真
- ③ 水道メーターの指示数がわかる写真
- ④ 水圧テスト（1.75MPa）状況写真
- ⑤ 常時水圧確認写真
- ⑥ 残留塩素濃度確認写真（0.1mg/l以上であること）

今回追加分

水道法第25条の4（給水装置工事主任技術者）では、給水装置工事主任技術者の職務に、「給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認」が定められています。

給水装置工事主任技術者が確認の上、書類の提出をお願いします。